

日にできるよう格段の協力を要請した。

二、有所見者の面接指導

先述した如く、集団検診の結果、これに適正な措置を施すことが極めて重要なことであるので、三十一年一月二月の間に三十年度有所見者の中特に注意を必要とするものについて県下を五ブロックにわけ実施した。因みに、三十年度集団検診により発見した有所見者の数及び過去との比較は別表1の如くであった。

(別表1) 各年度有所見者取扱別数

	28年	29年	30年
男女計	173	86	42
要療養	44	14	11
(要) (要) (要)	217	100	53
要注意	101	219	153
(軽度)	43	85	31
要注意	144	304	184
合計	126	91	263
男女計	49	53	115
男女計	175	144	378
男女計	400	396	458
男女計	136	152	157
男女計	536	548	615

三十一年度有所見者の取扱いについては、結核予防会が設定し厚生省、文部省共に採用した。新しい取扱区分(別表2)に従い、有所見者、各々について指導を行った。三十一年度有所見者の面接指導は会津支部を除き翌年度に持ち越されたが、新しい取扱区分による三十一年度有所見者は別表3の如くであった。(参考 別表4)

(別表2) 指導区分新旧比較表

生活規正の面からの区分					医療の面からの区分			
D	C	B	A	記号	3	2	1	記号
全く正常生活でよいもの	勤務あるいは学業をほぼ平常に行つてよいもの	勤務あるいは学業に制限を加える必要のあるもの	勤務あるいは学業を休む必要のあるもの	内容	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医師による必要とするもの	医師による必要とするもの	内容
				容	医師による必要とするもの	医師による必要とするもの	医師による必要とするもの	

(別表3) 31年度有所見取扱別表

	男	女	計
A ~ 1	23	10	33
A ~ 2	—	4	0
B ~ 1	10	4	14
B ~ 2	37	13	50
C ~ 2	48	87	335
C ~ 3	123	45	168

(別表4) 各年度結核性疾患による休職者数(4月1日現在)

	29年	30年	31年
男	221	257	212
女	139	111	82
計	360	368	294

取扱区分にしたがって個人指導する際、特に問題になるのは、主治医の見解と相違する場合、及び転勤務の点である。主治医と見解を異にする際は、結核審査会の判定を優位に置き、文に十分主治医の意見を反映させることを原則としている。しかしこの問題は結局独善を避ける。有所見者に愛情をもって接することによって十分解決し得ることと考えている。

次に軽勤務の点であるが、教員定数の上でかなり窮屈な現状では、学校に一人でも軽勤務を必要とする者がいることは、学校運営の上に重大な支障のあることは事実であろう。しかしながら、結核要注意者は必ずしも治療を必要とする者でもなく、勤務を軽減することによって、社会生活を営むことのできる者であり、また要注意者中、結核回復者に対しては、勤務軽減の措置をすること。社会通念上、また医学的に見ても当然のことと思われる。

一方要注意者を全部、休養せしめることは、大きな問題で、でき得べくもな

三、学校伝染病

この矛盾をいかに解決するかについては常に苦慮する所であるが、われわれとしては、学校当局責任者及び同職場の者の理解と同情ある協力を望むと同時に要注意者が、体力消耗を防止する場を職場よりも、自らの家庭生活の中に作るような努力すべきものと考えらる。

特に回復後の復職希望者は、単に治療が終了したというのみでなく、治療終了後、日常生活に堪え得る体力的自信を身につけてはじめて復職するという良心的心構えを持って貰いたいと思うものである。

三十一年十一月に発生せる悪性感冒は県下に蔓延し、特に相馬地区においては猛威をたくましくした。当事務局では、これが流行の危険を予測し、悪性感冒の予防措置について、各地方教育委員会、各出張所、各高等学校宛通ちょうを發したのであるが、その後衛生研究所の調査により、一部においてはインフルエンザであることが確定し、また隔々この悪性感冒について文部省よりの通達もあり、この悪性感冒をインフルエンザとして、防疫対策を講ずるよう再び通牒を發したのである。

このインフルエンザの流行に際し、特に反省せしめられたことは、伝染病多発校の実態が容易に把握でき難いこととあって、もちろん、われわれとしては、厚生部当局と密なる連絡を取っていたので